

国民年金だより No.168

高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

令和4年4月から令和5年3月の国民年金保険料は、月額16,590円です

20歳になったら国民年金

日本の公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られたしくみです。

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等は、国民年金に加入することが義務づけられており、20歳になると日本年金機構から加入のお知らせや納付書が届きます。

令和4年4月から、20歳になった方等、新たに国民年金被保険者となった方に対する資格取得のお知らせとして、年金手帳の交付から基礎年金番号通知書の送付に切り替わります。

☞すでにお持ちの年金手帳については、基礎年金番号を明らかにすることにできる書類として引き続き利用できます。

国民年金のメリット

☑将来の大きな支えになります！

自分の寿命や人生のさまざまなリスク、また将来のお金の価値の変化など誰にも予測できない中で、貯蓄など個人の備えだけでは限界があります。公的年金制度は、物価や賃金の動向に応じて給付の水準を改定し、私的な貯蓄などでは難しい、老後の安定した所得保障の役割を担っています。

☑老後だけではなく現役世代の保障も充実しています！

年金は「お年寄りのためのもの」と思いがちですが、実は若い方にも大切です。病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。また、一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者、または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

学生納付特例制度

学生の方で、経済的な理由により保険料を納めることが難しいときは、ご本人の前年所得が一定以下の場合に国民年金保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者 大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限1年以上である課程)
・一部の海外大学の日本分校に在籍する学生等

申込窓口 茅野市役所高齢者・保険課(1階7番窓口)または岡谷年金事務所

持ち物 在学証明書(原本)または学生証の写し(表面と裏面)

☞学生でない50歳未満の方には、「納付猶予制度」があります。本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。また、50歳以上であっても、本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定以下の場合に保険料の納付が免除される「申請免除制度」があります。

～令和4年度も引き続き「学生納付特例制度」を利用される方へ～

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が郵送されます。同一の学校に在学されている方は、ハガキに必要な事項を記入して返送していただくことにより、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

※ハガキが届かなかった方や、在学される学校等に変更のある方は、申請が必要となります。

保険料を未納のまま放置すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、納付猶予(免除)や学生納付特例の申請を必ずしましょう！